

JIPDECセミナー「改正電通法施行3か月前 自社に必要なCookie規制対応を再確認」

# 令和4年改正電気通信事業法 外部送信規律（いわゆるCookie規制）について

---

～総務省ガイドライン解説案等を踏まえて～

弁護士・カリフォルニア州弁護士

元・総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課専門職

呂 佳叡

# Lawyer profile



## 呂 佳叡

Kaei Ro

シニア・アソシエイト

2013年 弁護士登録

2020年 米国カリフォルニア州  
弁護士登録

TEL: 03-6266-8995

kaei.ro@mhm-global.com

## ■ 主要な取扱分野

電気通信（ICT）、プライバシー、IT・デジタル、知的財産分野を中心に取り扱っています。総務省では、電気通信事業法の改正、ガイドライン策定や執行にも従事し、通信の秘密・個人情報をはじめとする、電気通信事業分野の利用者情報の取扱いに精通しています。

## ■ 著作・論文

「ダークパターンに関する一考察—欧米の規制からの示唆」（共著、NBL、2023年）

「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」及び「同意取得の在り方に関する参照文書」（共著、情報通信政策研究、2021年）

「情報・テクノロジー法最前線 AIの開発を支援・促進する法制度／AI生成物の法的保護と侵害責任」（共著、ビジネス法務、2017年）

「情報コンテンツ利用の法務」（共著、2016年）

## ■ 経歴

2010年 東京大学法学部第1類卒業

2012年 東京大学法科大学院修了

2019年 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール修了、LL.M. Law & Technology Certificateを授与

2019年 Arent Fox法律事務所（ワシントンD.C.オフィス）にて執務（～2020年）

2021年 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課（専門職）に任期付公務員として赴任（～2022年）

# 目次

1. 外部送信規律の概要
2. 電気通信事業者又は第三号事業者
3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない  
電気通信役務
4. 外部送信（情報送信指令通信）
5. 通知・公表
6. 同意
7. オプトアウト
8. 適用除外

# 1. 外部送信規律の概要

---

# 1. 外部送信規律の概要

気を付けるべき  
場面

Web・アプリサービスを提供するとき

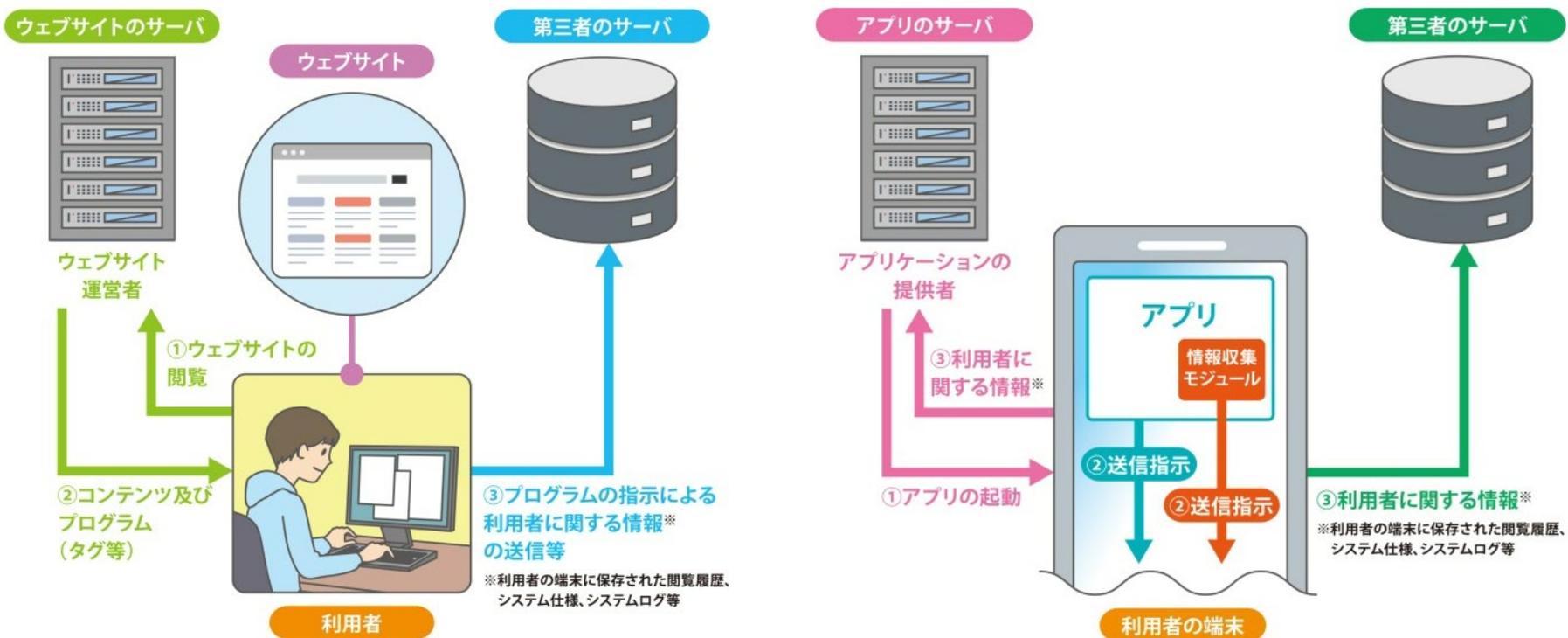
必要な対応

利用者情報の外部送信について

- ① ポリシー等による**公表**
- ② ポップアップ等による**通知**
- ③ **同意**取得
- ④ **オプトアウト**措置とその公表

のいずれかにより**確認の機会**を付与する

# 1. 外部送信規律の概要



[総務省HP](#) [外部送信規律](#) [外部送信規律について](#)

[パンフレット「外部送信規律について」](#) [ウェブサイトやアプリケーションを運営している皆様、御確認ください！」](#)

# 1. 外部送信規律の概要

法律

令和4年改正電気通信事業法

施行日

令和5年6月16日

関連法令  
・文書

- 令和4年改正電気通信事業法**施行規則**（総務省令）
- 「電気通信事業における個人情報保護に関する**ガイドライン解説**」（案）
- 総務省HP 外部送信規律**FAQ**
- 「電気通信事業**参入マニュアル [追補版]**」・ガイドブック

2023年3-4月頃  
パブコメ予定

# 1. 外部送信規律の概要

## 改正電気通信事業法

(情報送信指令通信に係る通知等)

### 第二十七条の十二

電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
  - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること
    - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
    - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
  - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

# 1. 外部送信規律の概要

## 改正電気通信事業法

(情報送信指令通信に係る通知等)

### 第二十七條の十一

電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者（以下「利用者」という。）の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下「情報送信機能」という。）を起動する指令（以下「情報送信指令」という。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者（以下「当該利用者」という。）に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者（以下「当該利用者」という。）が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者（以下「当該利用者」という。）の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際して使用する文字、数字、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させた当該利用者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者が同意する措置の適用を求めていない情報
  - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置
    - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われ
    - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信される
  - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

電気通信事業者 or 第三号事業を営む者  
かつ  
利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務  
を提供する者

情報送信指令通信  
を行おうとするとき

一定の方法により

一定の事項を

通知 or 公表しなければならない

例外として、通知 or 公表  
しなくて良い場合もある

通知 or 公表ではなく  
同意取得 or オプトアウト措置 + 公表 でもOK

(同意取得やオプトアウト措置の方が手間はかかるが、  
ユーザーのプライバシー保護に資する)

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業者

---

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

電気通信役務（サービス）を提供する者

電気通信事業を営む者

判定フロー  
P 5

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない

電気通信事業者

判定フロー  
P 7

登録・届出必要

〔 他人の通信を媒介  
又は電気通信回線設備を設置 〕

判断基準  
(オンラインサービス)  
P 8

登録・届出不要

〔 他人の通信を媒介せず  
かつ電気通信回線設備を設置しない 〕  
(いわゆる第3号事業を営む者等)

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール  
インターネット接続サービス 等

検索サービス  
・SNS等の詳細  
P 10

SNS、オンライン検索サービス  
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例  
P 11

企業・個人等のホームページ運営  
自社商品のオンライン販売 等

他人の通信を媒介



「場」の提供  
(媒介しない)



情報を提供  
(媒介しない)



規律対象  
の判断基準  
P 6



電気通信事業法の規律対象

主なルール  
P 10

電気通信事業法の規律対象外

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

電気通信役務（サービス）を提供する者

電気通信事業を営む者

判定フロー  
P 5

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない

電気通信事業者

判定フロー  
P 7

登録・届出必要

他人の通信を媒介  
又は電気通信回線設備を設置

判断基準  
(オンラインサービス)  
P 8

登録・届出不要

他人の通信を媒介せず  
かつ電気通信回線設備を設置しない  
(いわゆる第3号事業を営む者等)

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール  
インターネット接続サービス 等

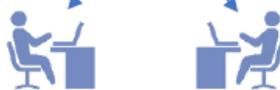
検索サービス  
・SNS等の詳細  
P 10

SNS、オンライン検索サービス  
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例  
P 11

企業・個人等のホームページ運営  
自社商品のオンライン販売 等

他人の通信を媒介



「場」の提供  
(媒介しない)



情報を提供  
(媒介しない)



規律対象  
の判断基準  
P 6



電気通信事業法の規律対象

主なルール  
P 10

電気通信事業法の規律対象外

# 第三号事業を営む者

従来は、登録・届出が必要か  
(=他人の通信を媒介するか否か)  
が重要だった

## 電気通信役務(サービス)を提供する者

### 電気通信事業を営む者

判定フロー  
P 5

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない

#### 電気通信事業者

#### 登録・届出必要

他人の通信を媒介  
又は電気通信回線設備を設置

判断基準  
(オンラインサービス)  
P 8

#### 登録・届出不要

他人の通信を媒介せず  
かつ電気通信回線設備を設置しない  
(いわゆる第3号事業を営む者等)

判定フロー  
P 7

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール  
インターネット接続サービス 等

検索サービス  
・SNS等の詳細  
P 10

SNS、オンライン検索サービス  
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例  
P 11

企業・個人等のホームページ運営  
自社商品のオンライン販売 等

他人の通信を媒介



「場」の提供  
(媒介しない)



情報を提供  
(媒介しない)



規律対象  
の判断基準  
P 6



### 電気通信事業法の規律対象

主なルール  
P 10

### 電気通信事業法の規律対象外

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

外部送信規律の導入により、「電気通信事業を営む者」か否かが 이슈に

電気通信役務 (サービス) を提供する者

電気通信事業を営む者

判定フロー  
➡ P 5

電気通信事業者

登録・届出必要

他人の通信を媒介  
又は電気通信回線設備を設置

判断基準  
(オンラインサービス)  
➡ P 8

登録・届出不要

他人の通信を媒介せず  
かつ電気通信回線設備を設置しない  
(いわゆる第3号事業を営む者等)

判定フロー  
➡ P 7

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール  
インターネット接続サービス 等

検索サービス  
・ SNS等の詳細  
➡ P 10

SNS、オンライン検索サービス  
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例  
➡ P 11

企業・個人等のホームページ運営  
自社商品のオンライン販売 等

他人の通信を媒介



「場」の提供  
(媒介しない)



情報を提供  
(媒介しない)



規律対象  
の判断基準  
➡ P 6



電気通信事業法の規律対象

主なルール  
➡ P 10

電気通信事業法の規律対象外

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

### I 他人のため（自己のためでなく）に役務を提供していますか？ →「他人の需要」に応じるため」に該当

ポイント 役務（サービス）を他人のため（他人の需要に応じるため）に提供しているか。

※ AさんとBさんの通信を媒介するサービスの提供（他人と他人の電話、メールの送受信などを提供）が代表例。

※ 「個人や企業のwebサイト」「社内システムを自社で運営」など、自己の需要のために提供する場合には該当しない。

※ 「電気通信役務を必ずしも前提としない、別の自らの本来業務の遂行の手段」として電気通信サービスを提供する場合は該当しない。



P 6 参照



### II （下記の）電気通信役務（サービス）を提供していますか？ →「電気通信事業」に該当

#### i 電気通信設備を用いてサービスを提供していますか？

（I及びIIの両方を満たす場合）

ポイント 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械（サーバ等）、器具、線路（光ファイバ等）その他の電氣的設備をいう。

※ 電気通信設備は、自らが所有するものでなくても、利用する（又は利用させる）権限を有するものも含む。

※ 「他人と他人の通信を媒介」する場合だけでなく「自分と他人の通信」によってサービスを提供する場合も含む。

#### ii iの提供を反復継続していますか？

ポイント 主体的・積極的意思、目的をもって、同種の行為を反復継続的に遂行しているか。

※ 緊急・臨時的に行うものは該当しない。

### III 料金を徴収するなど、利益を得ようとしていますか？ →「営む」に該当

ポイント サービス提供の対価として料金を徴収して（又はサービスは無料だが広告収入を得ることなどで）利益を得ようとしているか。（⇒P29のQ&Aもご確認ください）

※ 実際に利益が出ていなくても、「利益を得よう」としていれば該当する。

※ 無償・原価ベースでサービスを提供する場合は該当しない。

すべてYES



『電気通信事業を営む者』に該当します。

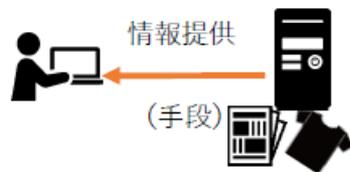
1つでもNO



電気通信事業法は適用されません。

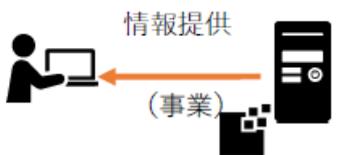
## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

### 企業等のHP（ホームページ）



○企業等が自社の概要や商品やサービスについて周知・宣伝するためにHPを開設するもの。または、これらの商品やサービスを販売するための手段として、HPを開設するもの。

電気通信役務を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供しており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。



○オンラインニュースや映像配信など、自社の商品やサービス自体がインターネット経由で提供される場合に、その提供（販売等）のためにHPを開設するもの。

電気通信役務の提供（情報の送信）を前提としているため、電気通信事業となります（登録及び届出が**不要な**電気通信事業（**第3号事業**））。

### 自社商品等のオンライン販売



○小売業者の提供するオンラインショッピングや、銀行・証券会社が提供するネットバンキング（ネット専業を含む。）など、インターネット経由で顧客からの要求・注文に対応するもの。

電気通信役務（情報の送信）を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供しており、**電気通信事業に該当しない**ため、登録及び届出は**不要**です。

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

- 「顧客に**電気通信役務**を提供することがなければ成り立たないサービス」  
⇒「**電気通信事業**」に該当します  左図
- 「**電気通信役務**を必ずしも前提としない、別の自らの本来業務の遂行の手段」として電気通信サービスを提供する場合 ⇒「**電気通信事業**」には該当しません  右図

### 電気通信役務（情報の送信） 自体が事業（目的）

#### ニュースサイト

顧客の要求に応じて配信可能なニュースを蓄積



ニュース表示指示  
←  
→  
ニュース配信



<電気通信役務の提供範囲>

#### ECモールの運営

出店者



オンライン上に複数店舗が出店するモールを構築

ショッピングの「場」の提供  
→  
←  
注文等



「電気通信事業」に該当し、「電気通信事業を営む者」に該当する場合、電気通信事業法が適用されます。  P 5、P 17 参照

### 電気通信役務を手段として利用

#### 新聞購読のネット受付

新聞（モノ）の販売



自身の商品の紹介等  
→  
←  
注文等



新聞（紙面）の送付

<電気通信役務の提供範囲>

#### 自社ECサイトでの販売

商品（モノ）の製造・販売



自身の商品の紹介等  
→  
←  
注文等



商品（モノ）の送付

BANK  
金融商品の取引

 電気通信役務は、手段として利用

「電気通信事業」に該当せず、  P 5、電気通信事業法は適用されません。 P 17 参照

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

---

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務

**問1-11**：当社は先頃新たにニュース配信サイトの運営を開始しましたが、今のところ利用者は多くありません。そのため、当社サービスは「利用者の利益に及ぼす影響」が少ないと考えますがどうでしょうか。（法第27条の12柱書、第4号）

答：「利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務」は、役務の性質により規則第22条の2の27各号で定められています。ニュース配信は、各種情報のオンライン提供として「利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務」に該当し（規則第22条の2の27第4号）、外部送信規律が適用されます。当該機能を利用するユーザーが少ないことは、「利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務」であるか否かの判断に影響しません。

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

#### 改正電気通信事業法施行規則

(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

#### 第二十二條の二の二十七

法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

- 一 他人の通信を媒介する電気通信役務
- 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

#### 改正電気通信事業法施行規則

(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

#### 第二十二條の

法第二十七條の二第一項の電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が携帯電話端末等の通信端末にインストールし、ダウンロードシステムを通じて実行されるものに限る。次に掲げるものについて同じ。）により提供されるもの

ブラウザやアプリ  
により提供される（共通）

メール、チャットなど

SNS、ストリーミングサービスなど

- 一 他人の通信を媒介する電気通信役務
- 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号に「検索情報」という。）に基づき、当該検索情報に記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号に「ウェブページ」という。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
- 四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

オンライン検索サービス

各種情報のオンライン提供サービス  
(広い)

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

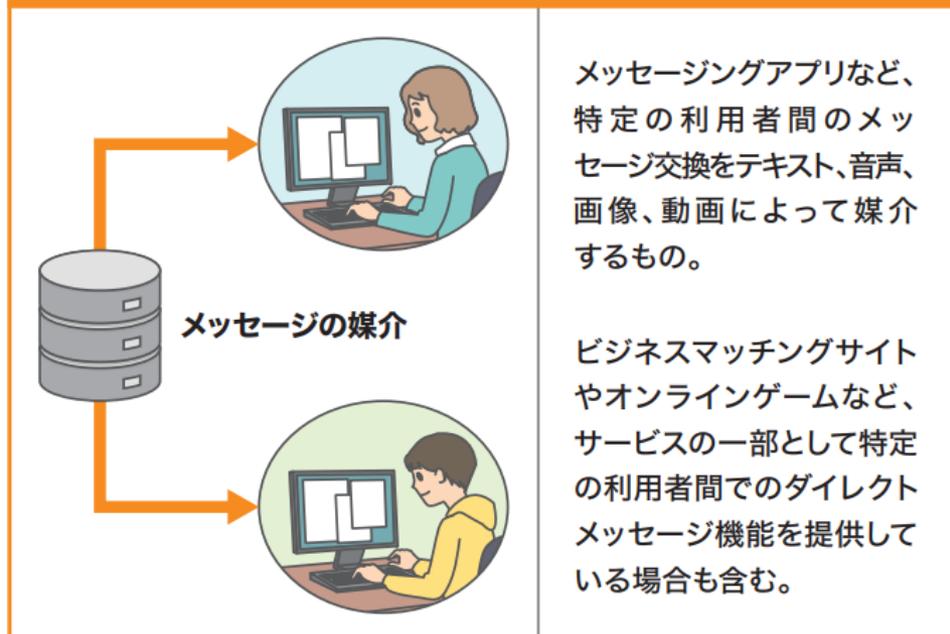
#### 一 他人の通信を媒介する電気通信役務

「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。本規律が対象とするオンラインサービスについては、情報の加工・編集を行わず、かつ、送信時の通信の宛先として受信者を指定する場合に該当する。具体的には、メールサービス、ダイレクトメッセージサービス、参加者を限定した（宛先を指定した）会議が可能なウェブ会議システム等が想定される。

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務

#### 一 他人の通信を媒介する電気通信役務

##### 1.メッセージ媒介サービス



メッセージングアプリなど、特定の利用者間のメッセージ交換をテキスト、音声、画像、動画によって媒介するもの。

ビジネスマッチングサイトやオンラインゲームなど、サービスの一部として特定の利用者間でのダイレクトメッセージ機能を提供している場合も含む。

届出が必要になること  
にも要注意

[パンフレット「外部送信規律について ウェブサイトやアプリケーションを運営している皆様、御確認ください！」](#)

# 第三号事業を営む者

従来は、登録・届出が必要か  
(=他人の通信を媒介するか否か)  
が重要だった

## 電気通信役務(サービス)を提供する者

### 電気通信事業を営む者

判定フロー  
P 5

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない

#### 電気通信事業者

#### 登録・届出必要

他人の通信を媒介  
又は電気通信回線設備を設置

判断基準  
(オンラインサービス)  
P 8

#### 登録・届出不要

他人の通信を媒介せず  
かつ電気通信回線設備を設置しない  
(いわゆる第3号事業を営む者等)

判定フロー  
P 7

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール  
インターネット接続サービス 等

検索サービス  
・SNS等の詳細  
P 10

SNS、オンライン検索サービス  
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例  
P 11

企業・個人等のホームページ運営  
自社商品のオンライン販売 等

他人の通信を媒介



「場」の提供  
(媒介しない)



情報を提供  
(媒介しない)



規律対象  
の判断基準  
P 6



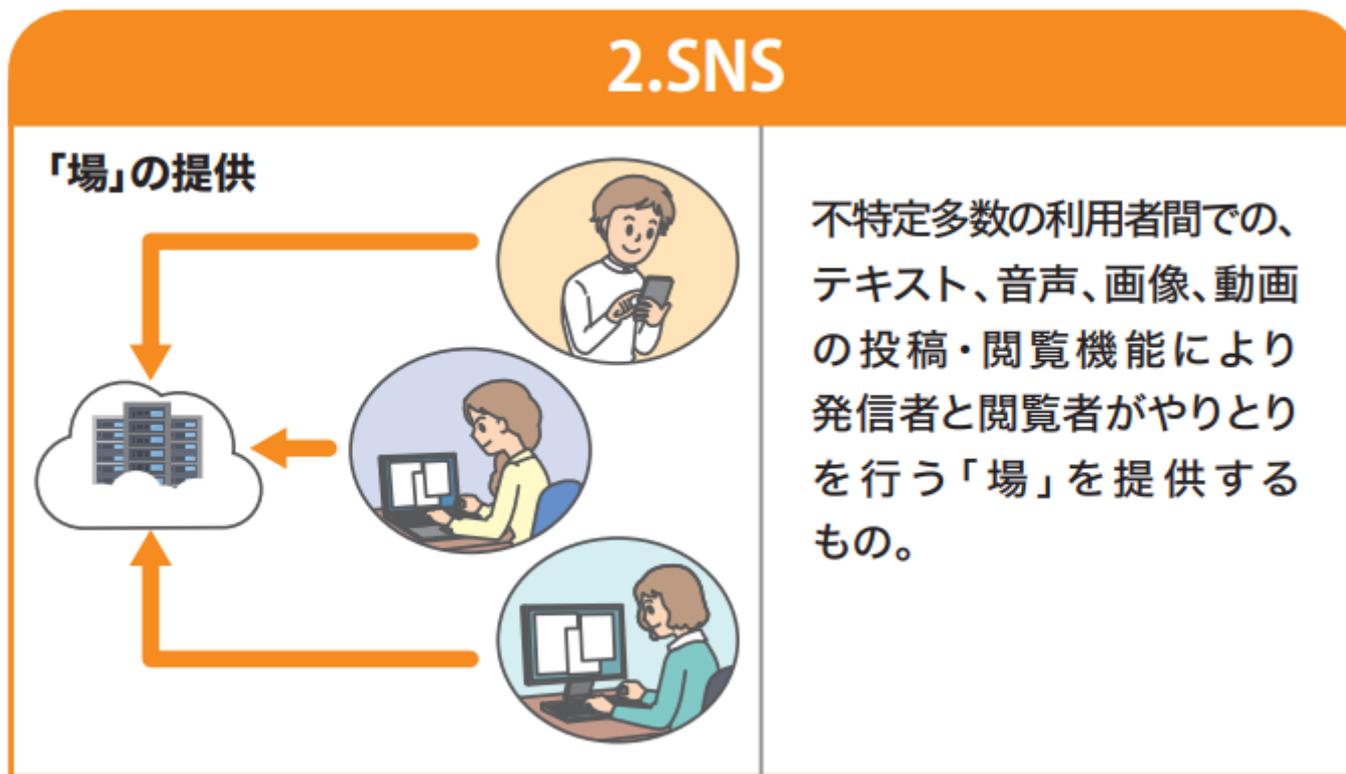
### 電気通信事業法の規律対象

主なルール  
P 10

### 電気通信事業法の規律対象外

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

- 二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務



[パンフレット「外部送信規律について ウェブサイトやアプリケーションを運営している皆様、御確認ください！」](#)

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

その記録媒体に情報を記録し、…  
当該記録媒体に記録され…た情報  
を不特定の利用者の求めに応じて  
送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

SNS 電子掲示板  
動画共有サービス  
オンラインショッピングモール  
シェアリングサービス  
マッチングサービス

その送信装置に情報を入力する電気通信  
を利用者から受信し、これにより…当該  
送信装置に入力された情報を不特定の利  
用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

ライブストリーミングサービス  
オンラインゲーム・  
オンライン教育等の  
コンテンツサービス

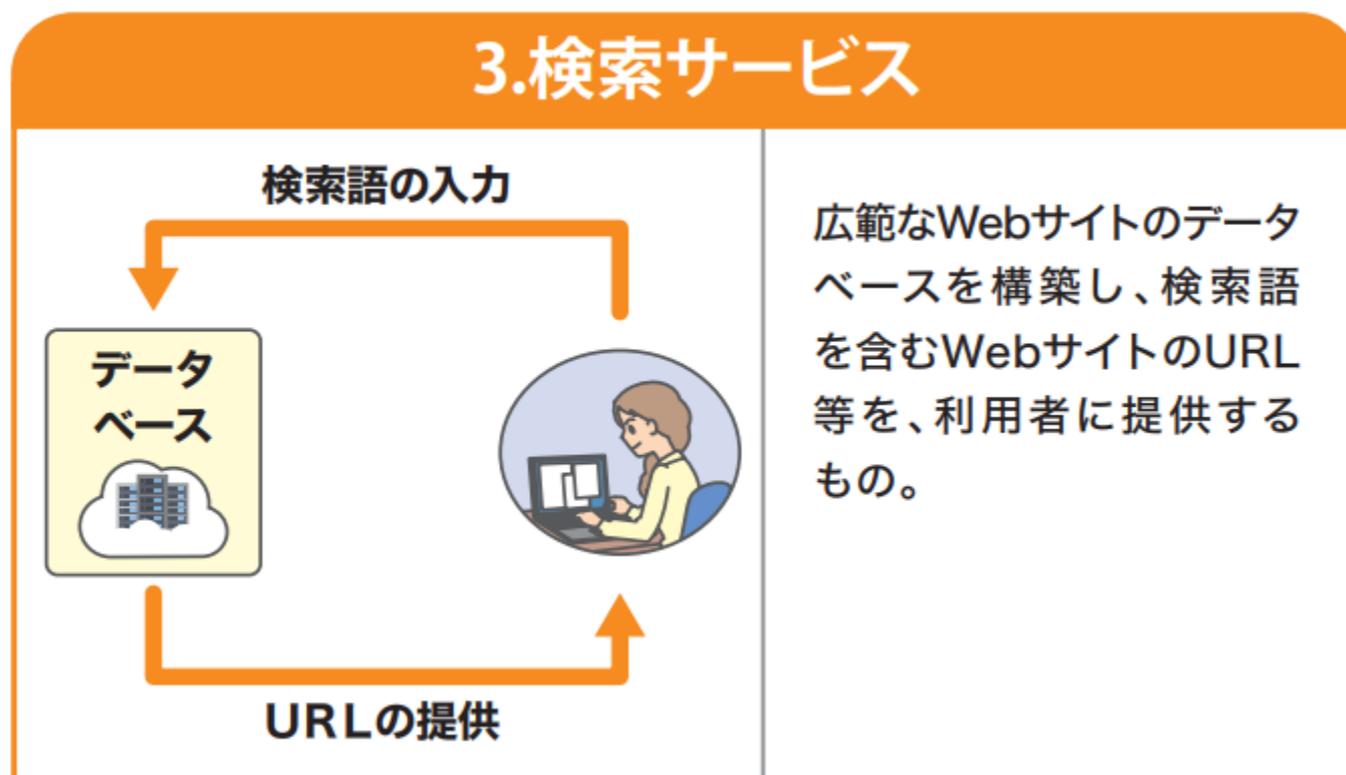
### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

検索したい単語等の検索情報を入力すると、インターネット上における、当該検索情報が記録された全てのウェブページの所在に関する情報を検索して表示する、いわゆるオンライン検索サービスが該当し、その他の特定分野に限った検索サービスは(4)の対象となる。なお、ここでいう「全てのウェブページ」は、通常の方法により閲覧ができるものに限られ、例えば違法性ゆえに閲覧が制限されているウェブページや特殊なソフト等を使用しないとアクセスできないようなウェブページなどは含まれない。

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務



[パンフレット「外部送信規律について ウェブサイトやアプリケーションを運営している皆様、御確認ください！」](#)

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

**問2-4：「入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務」には、具体的にはどのような役務が含まれますか。（第3号）**

答：オンライン検索サービスが含まれます。なお、「全てのウェブページ」の所在に関する情報を検索することが要件とされているため、特定分野に限った検索サービスは第3号の役務には当たりませんが、第4号の役務に含まれます。

**問2-5：当社は乗換案内サービスを提供しています。ユーザー間でメッセージのやりとりをする機能は搭載しておりませんが、「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」に該当しますか。（第3号、第4号）**

答：乗換情報という特定分野に限ってオンライン検索出来るサービスは、「全てのウェブページ」の所在に関する情報を検索できるものではないので、同第3号のオンライン検索サービスには該当しませんが、各種情報のオンライン提供として、同第4号により「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」に該当します。

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

不特定の利用者の求めに応じて情報を送信し、情報の閲覧に供する、各種情報のオンライン提供サービスであり、具体的には、ニュースや気象情報等の配信を行うウェブサイトやアプリケーション、動画配信サービス、オンライン地図サービス等が該当する。

[外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案について](#)

問1-9 :「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」とは、どのような電気通信役務を指していますか。(法第27条の12柱書)

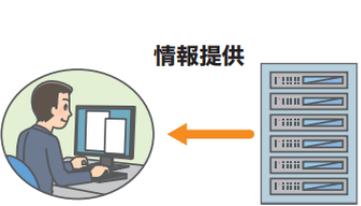
(4)ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等の各種情報のオンライン提供(同条第4号)

[総務省HP](#) [外部送信規律](#) [FAQ](#)

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

**4. ホームページの運営**  
[ニュースサイト、まとめサイト等各種情報のオンライン提供]



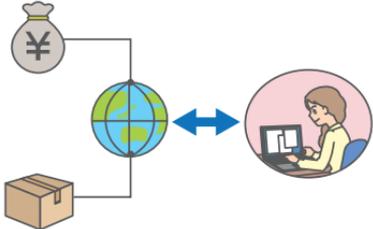
情報提供

インターネット経由で天気予報やニュース、映像などの情報を利用者へ提供するもの。



ただし、以下の場合、電気通信事業に該当しないため、**対象にはなりません**

**4. ホームページの運営**  
[自社商品等のオンライン販売]



小売業者の提供するオンラインショッピングや、銀行・証券会社が提供するネットバンキング(ネット専業を含む。)など、インターネット経由で顧客からの要求・注文に対応するもの。

**4. ホームページの運営**  
[企業等のホームページ運営・個人ブログ]



企業・個人等が自己の情報発信のため(自己の需要のため)に運営しているもの。

パンフレット「外部送信規律について ウェブサイトやアプリケーションを運営している皆様、御確認ください！」

## 2. 電気通信事業者又は第三号事業を営む者

外部送信規律の導入により、「電気通信事業を営む者」か否かが 이슈に

電気通信役務 (サービス) を提供する者

電気通信事業を営む者

判定フロー  
➡ P 5

電気通信事業者

登録・届出必要

他人の通信を媒介  
又は電気通信回線設備を設置

判断基準  
(オンラインサービス)  
➡ P 8

登録・届出不要

他人の通信を媒介せず  
かつ電気通信回線設備を設置しない  
(いわゆる第3号事業を営む者等)

判定フロー  
➡ P 7

「電気通信事業を営む者」に  
該当しない

例えば、

固定電話、携帯電話、電子メール  
インターネット接続サービス 等

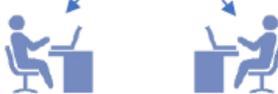
検索サービス  
・ SNS等の詳細  
➡ P 10

SNS、オンライン検索サービス  
各種情報のオンライン提供 等

該当しない例  
➡ P 11

企業・個人等のホームページ運営  
自社商品のオンライン販売 等

他人の通信を媒介



「場」の提供  
(媒介しない)



情報を提供  
(媒介しない)



規律対象  
の判断基準  
➡ P 6



電気通信事業法の規律対象

主なルール  
➡ P 10

電気通信事業法の規律対象外

### 3. 利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

#### 5 外部送信規律に関するフローチャート〈各種情報のオンライン提供サービス等の該当性について〉

このフローチャートは、事業者が「各種情報のオンライン提供サービス等」を提供している場合に、そのサービスが外部送信規律の適用対象役務となるかを表しています。「各種情報の

オンライン提供サービス等」以外にも、P7～P8の1.2.3をはじめとして、外部送信規律の適用対象役務となる場合がありますが、そのような場合については、このフローチャートは対象にしません。

1 ブラウザやアプリケーションを通じて、各種情報のオンライン提供サービス等(以下「当該サービス」という。)を行っているか

【例】ニュースや気象情報等の配信を行うウェブサイトやアプリケーション、動画配信サービス、オンライン地図サービス等の場合は、YESです。

↓ YES (外部送信規律の適用対象役務に該当する可能性あり)

2 当該サービスを、自己(サービス提供者自身)の情報発信のために提供しているか

【例】企業・個人・自治会等のホームページについて、自己の情報発信のために運営している場合は、YESです。

↓ NO (自己の需要のために提供するものではない)

3 当該サービスを、電気通信役務を前提としない、別の自らの本来業務の遂行手段として活用しているか

【例】金融事業者による証券・金融商品等についてのオンライン販売、小売事業者によるモノ・商品についてのオンライン販売、メーカーによる製造した商品についてのオンライン販売など、別の自らの本来業務(電気通信役務を前提としないもの)の遂行手段としてオンラインを活用している場合は、YESです。ただし、別の自らの本来業務(電気通信役務を前提としないもの)と関連していたとしても、当該本来業務とは独立して当該サービスを行っている場合はNOの場合があります。

↓ NO (自己の需要のために提供するものではない)

4 当該サービスを行うことで、利益を得ようとしているか(実際に利益が出ている場合も含む。)

【例】個人事業主として利益を上げる目的で、広告やアフィリエイトプログラムなどを利用した各種情報提供サイト等を運営している場合は、YESです。

↓ YES (電気通信事業を「営む」に該当)

外部送信規律の対象

NO

YES

(自己の需要のために提供するものであるため、電気通信事業法の適用対象外)

YES

(自己の需要のために提供するものであるため、電気通信事業法の適用対象外)

NO

(電気通信事業を「営む」に該当しないため、電気通信事業法の適用対象外)

外部送信規律の対象外

パンフレット「外部送信規律について ウェブサイトやアプリケーションを運営している皆様、御確認ください!」

## 4. 外部送信（情報送信指令通信）

---

## 4. 外部送信（情報送信指令通信）

### ●-1-1 用語の説明

#### (1) 情報送信指令通信

利用者の電気通信設備（端末設備）が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備（端末設備）に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能）を起動する指令となるプログラム等の送信であり、具体的には、利用者に関する情報を利用者の電気通信設備（端末設備）から外部（※1）に送信させ収集するための仕組みを実現するコード等の情報の送信（※2）（※3）が含まれる。

(※1) (4)にあるとおり、「外部」とは利用者以外のことであり、第三者に限られない。すなわち、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者（ウェブサイトの運営者やアプリケーションの提供者）及び第三者が該当する。

(※2) ウェブサイトの場合については、HTML、CSS、JavaScript 等の言語で記述されたウェブサイトを構成するソースコードのうち上記仕組みを実現する部分（上記仕組みを実現する HTML 要素を DOM の中に生成する JavaScript コード等を含む。）などが考えられるが、これらに限らない。

(※3) アプリケーションの場合については、アプリケーションに埋め込まれている情報収集モジュール等の情報送信機能の起動の契機となるプログラム等の送信が含まれる。

## 4. 外部送信（情報送信指令通信）

### (2) 利用者の電気通信設備（端末設備）

利用者が電気通信役務を利用するために使用している電気通信設備であり、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン、タブレット等の電気通信設備（端末設備）が含まれる。

### (3) 利用者に関する情報

利用者の電気通信設備（端末設備）に記録されている情報であり、Cookie に保存された ID や広告 ID 等の識別符号、利用者が閲覧したウェブページの URL 等の利用者の行動に関する情報、利用者の氏名等、利用者以外の者の連絡先情報等が含まれる。

### (4) 利用者以外の者の電気通信設備

利用者が電気通信役務を利用する際に通信の相手方となっている者の電気通信設備であり、利用者がウェブサイトの閲覧やアプリケーションの利用を行う際に（利用者が認識しているかを問わず）通信の相手方となっている第三者のサーバだけでなく、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者（ウェブサイトの運営者やアプリケーションの提供者）のサーバも含まれる。

- 個人情報（特定の個人を識別できる情報）に限られない

## 5. 通知・公表

---

## 5. 通知・公表

### 改正電気通信事業法施行規則

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

#### 第二十二條の二の二十八

法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- 一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
  - 二 操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。
- 2 前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
- 一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。
  - 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。
- 3 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
- 一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。
  - 二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
  - 三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

## 5. 通知・公表

### 改正電気通信事業法施行規則

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

第二十二條の二の二十八

法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送  
る方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者

- 一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。
- 二 操作を行うことなく文字が適切な大きさと利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

2 前項の利用者に通知する場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

- 一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に表示する場合に、当該画面の残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。
- 二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

3 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

- 一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。
- 二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
- 三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。

通知と公表  
共通

のいずれにも該当す  
ない。

通知の場合

公表の場合

## 5. 通知・公表

### ●-2-1 通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項（第●条第2項関係）

通知等を行う場合には、次の(1)から(3)までの全てを満たす方法により、情報送信指令通信を行おうとするときに継続的に行うことが必要である。

(1) 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。（第●条第2項第1号関係）

情報送信指令通信について通知等を行う場合には、日本語を用いること、専門用語を避けること及び平易な表現を用いることが必要である。情報送信指令通信に関する通知等が外国語や専門用語で表示されている場合、利用者は通知等を行うべき事項について容易に理解できるとは考えられず、適切に確認の機会を付与しているとは言い難い。そのため、こうした言語や専門用語が利用者の確認の機会の妨げとならないようにすることが必要となる（※1）（※2）。

（※1）ただし、訪日旅行者や、我が国に在住する外国人向けのウェブサイトやアプリケーションにおいて通知等を行う場合には、日本語だけでなく英語等も併記することが望ましい場合もある。

（※2）専門用語か否か、及び平易な表現か否かは、当該電気通信役務で想定される一般的な利用者の知識や理解力等を基準として判断すべきである。その際、ユーザーアンケートを行ったり、外部の有識者の意見を踏まえたりすること等が考えられる。

[外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案について](#)

## 5. 通知・公表

(2) 操作を行うことなく文字が適切な大きさに利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。(第●条第2項第2号関係)

画面の拡大・縮小等の追加的な操作を行うことなく文字が適切な大きさに表示されるようにすることが必要である。情報送信指令通信に関する通知等が非常に小さな文字や極端に大きな文字で表示されている場合、通知等を行うべき事項について利用者が容易に確認できるとは考えられず、利用者に対し適切に確認の機会を付与しているとは言い難い。そのため、画面の拡大・縮小を行わずとも利用者が容易に読むことができる文字のサイズ（例えば、当該ウェブサイトやアプリで使用している標準的な文字サイズと同等文字サイズとすることが考えられる。）にし、通知等を行うべき事項について利用者が容易に確認できるようにすることが必要となる。

## 5. 通知・公表

(3) (1)及び(2)のほか、利用者が通知等すべき事項について容易に確認できるようにすること。(第●条第2項第3号関係)

(1)及び(2)を満たした上で、通知等を行うべき事項について、利用者が容易に理解できるようにすることが必要であり、ウェブサイトやアプリケーションの背景色との関係で視認性の高い文字色を採用すること等が望ましい。また、量が多い場合にはウェブページの階層化等の方法によりスクロールを行うことなく端末の画面に全体が表示されるようにすることも考えられる。

今後の技術の進展等も踏まえ、利用者の利便性を著しく損なわない範囲で、利用者による確認をより容易にするための電気通信事業者による創意工夫が求められる。

なお、プライバシーポリシーやクッキーポリシー等が既にあり、その中に通知等を行うべき事項を記載する際には、3-5（プライバシーポリシー）に留意しながら、本規律に関する内容が含まれること等をタイトルや見出し等に明記しておくとともに、一括して確認できるように工夫することが望ましい。

## 5. 通知・公表

### ●-2-2 通知の場合に特に求められる事項（第●条第3項関係）

通知の場合には、●-2-1（通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項）に加え、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方法を取ることが必要である（※）。

- (1) 通知等すべき事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。（第●条第3項第1号関係）

具体的にはウェブサイトやアプリケーションの画面上で、ポップアップ形式によって即時通知を行うこと等が考えられる。

当該事項の一部のみを表示する場合において、「利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること」については、即時通知等の画面から1回程度の操作で到達できる遷移先の画面に当該事項が表示されており、かつ、即時通知等の画面において、当該遷移先の画面に当該残部の表示があることが利用者にとって理解できる形になっていれば良いと考えられる。

- (2) (1)と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。（第●条第3項第2号関係）

新たな技術やユーザーインターフェースの開発・進展を見据えるとともに、電気通信事業者による創意工夫等を尊重するため、(1)の方法に限らず、同等以上に利用者が容易に認識できるようにする方法を採用することを可能としている。

## 5. 通知・公表

### ●-2-3 容易に知り得る状態に置く場合に特に求められる事項（第●条第4項関係）

容易に知り得る状態に置く措置の場合には、●-2-1（通知又は容易に知り得る状態に置く際に共通して求められる事項）に加え、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方法を取ることが必要である。

- (1) 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、通知等すべき事項を表示すること。（第●条第4項第1号関係）

利用者がウェブサイトを閲覧する際に情報送信指令通信が行われる場合を想定した方法である。

この方法により利用者が容易に知り得る状態に置く場合は、情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項についての表示を行う必要がある。

「容易に到達できるウェブページ」については、情報送信指令通信を行うウェブページから1回程度の操作で到達できる遷移先のウェブページに当該事項が表示されており、かつ、情報送信指令通信を行うウェブページにおいて、当該遷移先のウェブページに当該事項の表示があることが利用者にとって理解できる形でリンクが配置されていれば、当該遷移先のウェブページは、「容易に到達できるウェブページ」に該当すると考えられる。

## 5. 通知・公表

- (2) 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、通知等すべき事項を表示すること。(第●条第4項第2号関係)

利用者がアプリケーションを利用する際に情報送信指令通信が行われる場合を想定した方法である。

この方法により利用者が容易に知り得る状態に置く場合は、アプリケーションを利用する際に、利用者の電気通信設備(端末設備)の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項について表示を行う必要がある。

「容易に到達できる画面」において通知等すべき事項を表示する場合については、アプリケーションの起動後最初に表示される画面において、当該事項を表示する画面へのリンクを記載する方法により行うことが考えられる。

## 5. 通知・公表

(3) (1) 及び(2) と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。(第●条第4項第3号関係)

新たな技術やユーザーインターフェースの開発・進展を見据えるとともに、電気通信事業者による創意工夫等を尊重するため、(1) 又は(2) の方法に限らず、同等以上に利用者が容易に認識できるようにする方法を採用することを可能としている。例えば、(1) においては、情報送信指令通信を行うウェブページやそこから容易に到達できるウェブページにおいて、通知等すべき事項を表示することとしているが、それ以外に、ウェブサイトのトップページに表示すること等も考えられる。

## 5. 通知・公表

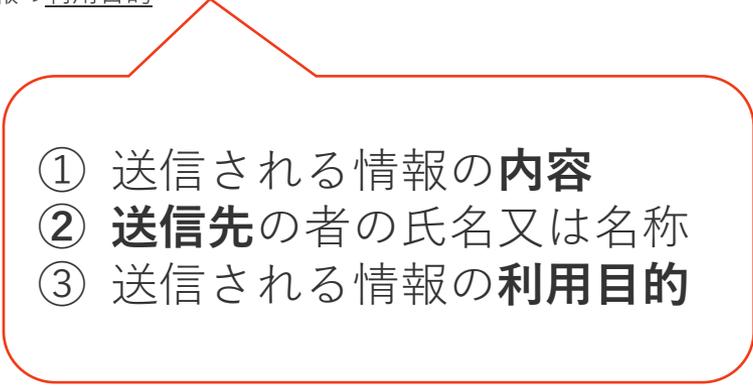
### 改正電気通信事業法施行規則

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

#### 第二十二條の二の二十九

法第二十七條の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- 二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 三 第一号に規定する情報の利用目的

- 
- ① 送信される情報の**内容**
  - ② **送信先**の者の氏名又は名称
  - ③ 送信される情報の**利用目的**

## 5. 通知・公表

### ●-3-1 通知等を行うべき事項（第●条第5項関係）

#### (1) 送信されることとなる利用者に関する情報の内容（第●条第5項第1号関係）

利用者に対し通知等を行うべき事項について確認の機会を付与するという立法趣旨を踏まえ、送信される情報がどのような情報であるか、利用者が適切に認識できるように記載する必要がある。送信される情報を具体的に列挙することなく、「等」や「その他」等のあいまいな表現を安易に使用することは避けるなど、利用実態及び利用者の利便に合わせて適切に記載されるのが望ましい。

## 5. 通知・公表

(2) (1)の利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称（第●条第5項第2号関係）

上記(1)の情報の送信先として、当該情報を取り扱う者の氏名又は名称を記載することが必要である。

なお、例えば、当該者の氏名又は名称よりもサービス名の方が認知されやすい、といった場合は、サービス名等も併記することが望ましい。

## 5. 通知・公表

### (3) (1)の情報の利用目的（第●条第5項第3号関係）

情報送信指令通信を行う電気通信事業者の利用目的（すなわち、当該電気通信事業者が情報送信指令通信を行う目的）、及び情報送信指令通信に基づく利用者に関する情報の送信先となる者の利用目的（すなわち、上記(2)に該当する者が利用者に関する情報を取り扱う目的）のいずれも記載する必要がある。

## 5. 通知・公表

### 4 外部送信規律でやらなければならないこと

#### [1] 通知又は公表（容易に知り得る状態に置く） しなければならない事項

次の事項を、通知又は利用者の容易に知り得る状態に置いてください。

**1 送信されることとなる利用者に関する情報の内容**

**2 1の情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称**

**3 1の情報の利用目的**

#### [2] 通知又は公表（容易に知り得る状態に置く） の方法

[1]の事項を通知又は容易に知り得る状態に置く際は、次に従ってください。

##### 通知の場合

- 日本語で記載。 ●専門用語は使わない。 ●平易な表現を使う。
- 拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大きさで表示されるようにする。
- [1]の事項を容易に確認できるようにする。
- [1]の事項又は[1]の事項を記載した画面の場所に関する情報（リンク等）をポップアップ等により表示する。

##### 容易に知り得る状態に置く場合

- 日本語で記載。 ●専門用語は使わない。 ●平易な表現を使う。
- 拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大きさで表示されるようにする。
- （ウェブサイトの場合）外部送信のプログラムを送るページ又はそのページから容易に到達できるページ等において、[1]の事項を表示する。
- （アプリの場合）最初に表示される画面、そこから容易に到達できる画面等において、[1]の事項を表示する。

## 5. 通知・公表

情報送信指令通信「ごとに」？

「情報送信指令通信ごとに」としているとおり、(1)から(3)までは、ウェブページやアプリケーションに埋め込まれたタグや情報収集モジュールごとに記載する必要がある（情報送信指令通信が行われるたびに通知等する必要はなく、ウェブサイト単位で（ウェブページごとではない）まとめて表示すること等も考えられる。）。

## 5. 通知・公表

外部送信のその先？

なお、送信先に送信された後、送信先から送信元に提供する場合や、送信先からさらに別の者に提供される場合等も考えられるが、それらはいずれも送信先が当該情報を取得した後、第三者（送信元も含む。）に提供するものであり、本規律の対象外となるものである。

## 5. 通知・公表

なお、各記載事項については、送信先において記載例などが示されている場合は、それを本規律を満たす範囲において参考にすることが望ましい。

## 5. 通知・公表

### ●-3-2 通知等を行うことが望ましい事項

●-3-1（通知等を行うべき事項）に示した通知等を行うべき事項に加え、これら以外にも、次のような事項については、利用者への適切な確認の機会を付与するという観点からは、利用者に通知等を行うことが望ましい（※）。

- ・ オプトアウト措置の有無
- ・ 送信される情報の送信先における保存期間
- ・ 情報送信指令通信に係る送信元における問合せ先 等

（※）そのほか、次のような事項の通知等を行うことも考えられる。

- ・ 利用者に関する情報がどの国・地域に送信されることとなるか 等

## 6. 同意

---

## 6. 同意

### ●-4-2 利用者が同意している情報（第●条第6項第3号関係）

#### 第●条（第6項）

6 第1項の規定は、次に掲げる情報については、適用しない。

- (3) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報

情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により、送信先の電気通信設備に情報が送信されることについて、利用者が同意をしている場合、電気通信事業者は当該利用者に対し、同意の取得を通じて、当該情報の送信を認識し、及び選択する機会を付与しており、これにより確認の機会を付与していることとなるため、当該利用者に対し別途通知等を行う必要はない。

ただし、このような規律の趣旨からして、当該同意の取得は、適切な確認の機会の付与といえるものでなければならぬため、同意取得にあたっては、次のとおり、利用者に適切な通知等を行い、かつ適切な方法により同意を取得することが必要である（※1）（※2）。

（※1）当該同意取得が適切な確認の機会の付与といえるか否かについては、当該電気通信事業者の取組や当該電気通信役務の利用者の知識や理解力等によっても変わり得るため、ユーザーアンケートを行ったり、外部の有識者の意見を踏まえたりすること等が考えられる。

（※2）「JIS X 9252 情報技術オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意」（令和5年〇月●日）において、オンラインにおけるプライバシーに関する通知の内容及び構成並びに同意を求めるプロセスを方向付ける管理策について、国際標準規格が JIS 化されている。同規格は、PII（個人識別可能情報）の収集及び利用に関して、PII が収集される個人に対し明確で理解しやすい情報を提示するため、及び、公正で、認証可能で透明性があり、曖昧でなく、かつ、取消し可能（撤回可能）な方法で PII 主体から同意を得るための管理策等について規定しており、本規律への対応に当たっても参考となり得る。

[外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案について](#) 57

## 6. 同意

### ●-4-2-1 同意取得にあたっての利用者への通知等

同意の取得により適切な確認の機会を付与したというためには、同意の対象となる情報の内容及び情報の送信先等について、当該利用者が容易かつ適時に確認できることが必要である。したがって、利用者の同意を取得するにあたっては、あらかじめ、利用者に対し、●-2（通知又は容易に知り得る状態に置く方法）に記載する通知等を行うべき方法により、●-3（通知等を行うべき事項）に記載する通知等を行うべき事項について、通知等を行うことが望ましい。

### ●-4-2-2 望ましい同意取得の方法

同意の取得により適切な確認の機会を付与したというためには、利用者の具体的かつ能動的な同意を取得することが必要である。したがって、利用者の利便性を損なわないようにしつつ、利用者の過度な負担とならない範囲で、情報送信指令通信ごと（ウェブページやアプリケーションに埋め込まれたタグや情報収集モジュールごとに）に同意を取得することが望ましい。また、同意するためのチェックボックス等にあらかじめチェックを付しておく方法（デフォルト・オン）等、利用者が能動的に同意を行ったとはいえないような方法は避けるべきである。

## 7. オプトアウト

---

# 7. オプトアウト

## 改正電気通信事業法

(情報送信指令通信に係る通知等)

### 第二十七条の十二

四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報

イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること

(1)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

(2)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

# 7. オプトアウト

## 改正電気通信事業法

(情報送信指令通信に係る通知等)

### 第二十七条の十二

四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報

イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること

(1)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

(2)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態



一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)

行動ターゲティング広告ガイドライン

#### (利用者関与の機会の確保)

**第5条** 広告提供事業者は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。

2 媒体運営者は、自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、前項の手段（オプトアウト）を提供する。 [JIAA 行動ターゲティング広告ガイドライン](#)

# 7. オプトアウト

## 改正電気通信事業法

(情報送信指令通信に係る通知等)

### 第二十七条の十二

四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報

イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること

(1)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

(2)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

オプトアウト措置を用意する  
だけでなく、公表も必要

# 7. オプトアウト

## 改正電気通信事業法施行規則

(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二條の二の三十一

法第二十七條の十二第四号口の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十七條の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている場合にあつては、その旨
- 二 オプトアウト措置が法第二十七條の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別
- 三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法
- 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容
- 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七條の十二第一号及び第二号に掲げるものを除く。）の内容
- 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 七 第五号に規定する情報の利用目的

## 7. オプトアウト

### ●-4-3-1 オプトアウト措置に関して利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項（第●条第6項第4号ロ関係）

電気通信事業者は、オプトアウト措置を講ずるときは、次の(1)から(7)までに掲げる事項を、利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### (1) オプトアウト措置を講じている旨（第●条第6項第4号ロ①関係）

オプトアウト措置を講じている場合は、その旨を利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### (2) オプトアウト措置が、情報の送信又は情報の利用の停止のいずれの行為を停止するものであるかの別（第●条第6項第4号ロ②関係）

オプトアウト措置について、利用者の求めに応じて利用者に関する情報の送信が停止されるのか、あるいは送信された利用者に関する情報の利用が停止されるのかを、明記しなければならない。

## 7. オプトアウト

(3) オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法（オプトアウト措置の申込み方法）（※1）（第●条第6項第4号ロ③関係）

事例 1) ボタンのクリックやタップ

事例 2) ホームページ上の指定フォームへの入力

事例 3) ダッシュボードでの操作（※2）

事例 4) リンクの表示（※3）

（※1）利用者の求めを受け付ける方法」には、利用者が求めを行う連絡先（事業者名、送信先メールアドレス等。当該電気通信事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

（※2）当該ダッシュボードにおける操作方法が明らかではない場合、具体的な操作方法を示すことが必要である。

（※3）他の事業者のウェブサイト等においてオプトアウト措置を設けている場合には、当該ウェブサイト等へのリンクを表示することも可能である（当該事業者がオプトアウト措置を設けていたとしても、それだけでは本規律におけるオプトアウト措置を設けたことにはならず、当該電気通信事業者においてリンクを表示する等の対応を要する。）。この場合、当該送信先の該当ページが英語等の場合は、当該リンクを単に表示するだけでなく、リンク先での具体的な操作方法を併せて日本語で表示することが必要である。

## 7. オプトアウト

- (4) 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容（第●条第6項第4号ロ④関係）

利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合に、利用者がその提供を受ける電気通信役務の利用が制限されることになる場合は、その内容を明記しなければならない。電気通信役務の利用制限としては、具体的には、当該ウェブサイトの特定の機能を利用できなくなるといったことが想定される。

- (5) 送信されることとなる利用者に関する情報の内容（第●条第6項第4号ロ⑤関係）
- (6) (5)の利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称（第●条第6項第4号ロ⑥関係）
- (7) (5)の情報の利用目的（第●条第6項第4号ロ⑦関係）

[外部送信規律に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案について](#)

**問5-4：「利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の提供に制限があるとき」とは、どのような場合を指していますか。（第4号）**

**答：**利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合に、利用者が提供を受けるサービスの利用が制限されることになる場合を指しています。例えば、情報送信指令通信を行うウェブサイト等を利用できなくなる、当該ウェブサイト等の特定の機能を利用できなくなる、といったことが想定されます。

## 8. 適用除外

---

## 8. 適用除外

### 改正電気通信事業法

(情報送信指令通信に係る通知等)

#### 第二十七条の十二

……ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの

電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報

First Party Cookieに保存されたID  
をFirst Partyに返す場合

## 8. 適用除外

- (1) 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報（第●条第6項第1号イ関係）

電気通信事業者が電気通信役務を提供するに当たっては、利用者の電気通信設備（端末設備）に対して送信する符号（文字や記号等）、音響（音楽、音声や効果音等）、影像（画像や動画等）を、利用者の電気通信設備（端末設備）の映像面（ディスプレイ等）に適正に表示する必要がある。そのためには、利用者の電気通信設備（端末設備）のOS情報、画面設定情報、言語設定情報、ブラウザ情報といった利用者の電気通信設備（端末設備）に関する一定の情報を必要とする。したがって、これらの情報の送信については確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

そのほかにも、電気通信役務の提供に当たって必要不可欠な情報（「真に必要な情報」）の送信があり得ると考えられるため、同様に確認の機会の付与を義務付けないこととしている。具体的には、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者に送信される情報は、基本的には当該電気通信役務の提供に必要なものであると考えられるため、原則として「真に必要な情報」に該当すると考えられる。ただし、利用者が当該電気通信役務を利用する際に必ずしも必要がなく、一般の利用者から見て送信されることが通常想定できない情報や、通常想定できない利用目的で利用される情報については、「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。

一方、当該電気通信事業者以外に送信される情報については、必ずしも当該電気通信役務の提供のために必要とは考えられないため、原則として「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。ただし、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、送信することが必要不可欠な情報については、この限りではない。

## 8. 適用除外

＜真に必要な情報への該当性（※1）＞

利用目的	真に必要な情報への該当性
<del>広告・マーケティング（※2）</del>	<del>×</del>
<del>アクセス解析（※3）</del>	<del>×</del>
<del>利用者の明確な指示（※4）</del>	<del>○</del>
<del>利用者の設定の保存（※5）</del>	<del>○</del>
<del>ビデオ・楽曲等のストリーミング（※6）</del>	<del>○</del>
<del>第三者が提供するビデオ・楽曲等のストリーミング（※7）</del>	<del>×</del>
<del>ソーシャルメディアプラグイン（※8）</del>	<del>×</del>
<del>ユーザー認証（※9）</del>	<del>○</del>

（※1）○については、当該目的で送信される場合に限り、真に必要な情報に該当するもの。

（※2）例えば、利用者の関心に合わせた広告を配信するためのものや、利用者の行動を分析したりその分析結果に基づきサービスをレコメンドするもの等。

（※3）利用者によるウェブサイト等へのアクセス、利用状況等の解析。

（※4）利用者によるウェブサイトのクリックやアプリケーション内での操作に関する情報をサービス上で反映させるためのもの。

（※5）利用者が能動的にユーザーインターフェースをパーソナライズするためのもの（Cookie 設定等）。

（※6）自社が提供するストリーミングサービス。

（※7）第三者が提供するストリーミングサービスをウェブサイト等に埋め込んでいる場合。

（※8）第三者が提供する SNS ツールが埋め込まれている場合。

（※9）ログイン状態を保持したり、自動ログインを行ったりするためのもの。

## 8. 適用除外

- (1) 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報（第●条第6項第1号イ関係）

電気通信事業者が電気通信役務を提供するに当たっては、利用者の電気通信設備（端末設備）に対して送信する符号（文字や記号等）、音響（音楽、音声や効果音等）、影像（画像や動画等）を、利用者の電気通信設備（端末設備）の映像面（ディスプレイ等）に適正に表示する必要がある。そのためには、利用者の電気通信設備（端末設備）のOS情報、画面設定情報、言語設定情報、ブラウザ情報といった利用者の電気通信設備（端末設備）に関する一定の情報を必要とする。したがって、これらの情報の送信については確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

そのほかにも、電気通信役務の提供に当たって必要不可欠な情報（「真に必要な情報」）の送信があり得ると考えられるため、同様に確認の機会の付与を義務付けないこととしてい

る。具体的には、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者に送信される情報は、基本的には当該電気通信役務の提供に必要なものであると考えられるため、原則として「真に必要な情報」に該当すると考えられる。ただし、利用者が当該電気通信役務を利用する際に必ずしも必要がなく、一般の利用者から見て送信されることが通常想定できない情報や、通常想定できない利用目的で利用される情報については、「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。

一方、当該電気通信事業者以外に送信される情報については、必ずしも当該電気通信役務の提供のために必要とは考えられないため、原則として「真に必要な情報」には該当しないと考えられる。ただし、利用者が利用を希望している電気通信役務を提供するに当たり、送信することが必要不可欠な情報については、この限りではない。

## 8. 適用除外

- (2) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報（第●条第6項第1号ロ関係）

利用者が電気通信役務を利用する際に入力した情報を、再度当該電気通信役務を利用する際に利用者の電気通信設備（端末設備）に再表示することが利用者の便宜に資する場合があるため、このような再表示を行うために必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

例えば、利用者がオンラインショッピングモールにアクセスして特定の品物を買取物かごに入れた後、時間を置いて再度アクセスした際に、当該品物を買取物かごに入った状態で再表示するために必要な情報などが考えられる。

## 8. 適用除外

- (3) 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報（第●条第6項第1号ハ関係）

利用者が電気通信役務を利用する際に入力した、当該利用者の認証に関する情報を、再度当該電気通信役務を利用する際に利用者の映像面に再表示することが利用者の便宜に資する場合があるため、このような再表示を行うために必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

## 8. 適用除外

- (4) 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報（第●条第6項第1号ニ関係）

電気通信事業者が電気通信役務を提供する際には、セキュリティ対策を講じ、不正アクセスやサイバー攻撃等によって、当該電気通信事業者や、当該電気通信役務の利用者に被害が生じることを防ぎ、また、被害を軽減する必要がある。したがって、このようなセキュリティ対策（当該電気通信役務のセキュリティ対策に限られる。）に必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

- (5) 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報（第●条第6項第1号ホ関係）

電気通信事業者が電気通信役務を提供するに当たっては、当該電気通信役務を提供する電気通信設備を適切に運用する必要がある。例えば、オンラインゲーム等、利用者が多く多数のアクセスが集中する電気通信役務を提供する際には、特定のサーバ等に過剰な負担がかかることを防ぐため、負荷分散（ロードバランシング）等の措置が必要な場合がある。したがって、このような負荷分散など、電気通信設備の適切な運用のための措置に当たり必要な情報の送信については、確認の機会の付与を義務付けないこととしている。

## 8. 適用除外

- 4-1-2 電気通信役務を提供する者が利用者に送信した識別符号であって、当該電気通信事業者へ送信されるもの（第●条第6項第2号関係）

電気通信事業者は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者を識別するために、文字列で構成された識別符号（First Party Cookie に保存された ID（※1）等）を当該利用者に送信して、これを当該利用者の電気通信設備（端末設備）に記録させることがある。当該識別符号は当該電気通信事業者が生成するものであり、当該電気通信事業者が当該識別符号を当該利用者から当該電気通信事業者自身に送信させてこれを取得しても、当該利用者に自らが付した識別符号を回収しているに過ぎず、その用途も ID・パスワードの入力の省略等と限定的であることが想定される。この点に鑑みると、当該識別符号の送信については、利用者の判断を経る必要性が低いため、送信される情報の内容等を当該利用者に通知等を行うことを要しないものである（※2）。

（※1）First Party Cookie に保存された ID 以外の、当該電気通信事業者への利用者に関する情報の送信に関しては、本規律の原則どおり、利用者に通知等を行うことを要するが、原則として●-4-1-1 の真に必要な情報に該当すると考えられる。

（※2）First Party Cookie に保存された ID を利用して当該電気通信役務を提供する電気通信事業者以外の第三者に利用者に関する情報を送信することもあり得るが、このような利用者に関する情報の第三者への送信に関しては、利用者が利用を希望している電気通信役務の提供に当たり、送信することが必要不可欠な情報でない限り、利用者に通知等を行うことを要する。

ご清聴ありがとうございました！